

宮城県国土利用計画（第五次）変更原案修正箇所一覧

項目	頁	区分	意見要旨等	修正内容
全般		委員	用語（表現）が分かりづらい。	用語解説の見直し・追加
前文	1 上	事務局	前文整理（変更理由）	以下のとおり変更理由を追加 ；本計画の定めを踏まえた旨を記載 （略）この計画について、改定から5年を迎えること及び平成23年3月31日に発生した東日本大震災によって ※計画「指標の活用」の記述 ：「計画策定からおおむね5年後に計画の総合的な点検を行う。」
県土利用の現状と課題	1 ～	事務局	基準年次の変更（直近現況値確定による） 時点修正による数値更新	基準年次変更に伴う数値更新： 「平成24年」→「平成25年」 以下、適宜、現況値を更新 表「県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標」 時点修正に伴う数値更新： 「平成26年4月現在」→「平成26年10月現在」 「8万人余」→「7万3千人余」
県土利用の現状と課題	4 上	事務局	「人口減少」を踏まえた視点を追加。	以下のとおり追加 2（2） 二 県土利用をめぐる新たな動き ～まちづくりが求められている。 被災地を中心に、さらに被災地のみならず人口減少と超高齢化が加速する流れの中で、これらを克服すべく地方創生の取組が進められるにあたって、地域の活性化につながる土地利用のあり方が必要となっている。また、
県土利用の基本方針	6 中			以下のとおり追加 3（1） 二 県土利用をめぐる新たな動きへの対応 ～整備を進める。なお、人口減少への対応は、県全体の課題であることから、全県的な社会政策を講じていくほか、地域の特性に応じた産業政策などにより地域の活性化を図ることとし、被災地域においては、企業誘致等により雇用創出を強力に進めるほか、地域産業の競争力強化や若者等の起業の促進などの施策を被災市町とともに進めていく。また、既存産業の～
	9 中	委員	「国土利用計画」としては、手段もさることながら「目的」を明確に記述すべき。（農地の利用集積は“手段”）	以下のとおり修正 3（3） イ 農地 主要な食糧供給基地としての地位の維持向上と農村活性化さらには強い農業・農村づくりを目標として、～

項目	頁	区分	意見要旨等	修正内容
県土利用の基本方針	9下	事務局	様々な工事等が進む中での無秩序な森林の乱開発等への懸念を追加すべき	以下のとおり修正 3(3) □ 森林 無秩序な森林の乱開発の監視強化に努め、原生的な森林や～
規模の目標及び地域別の概要	16中	委員	岩手宮城内陸地震も経験した宮城県だからこそ、沿岸部に重点を置いた東日本大震災のみならず内陸の土砂災害等も含めた記述があるべきではないか。	以下のとおり修正 4(2) (□) 県北西部地域 (略)…東日本大震災及び岩手・宮城内陸地震の経験を踏まえ、豪雨等による山崩れや土砂流出、地すべり等山地災害を防止する取組を進めるとともに、今回の震災で沿岸部に比べ被害は小さかったものの、
必要な措置の概要	21中	委員	「国土利用計画」としては、手段もさることながら「目的」を明確に記述すべき。(農地の利用集積は“手段”) 【再掲】	以下のとおり追加修正 5(6) イ 農地 農地等生産基盤の早期復旧を図り、営農の再開を促すとともに、復興計画に基づき、生産性の高い農業の実現に向けた土地利用を推進する。
	22中	委員	農地への復元が困難な場合の利用方法として「市民農園」を例に挙げるのは少々唐突に思える。他の表現があるのではないか。	以下のとおり修正 5(6) へ 低未利用地等 低未利用地のうち、耕作放棄地については、県土の有効利用並びに県土及び環境の保全の観点から、周辺土地利用との調整を図りつつ、地域住民の理解を得ることに努めながら、農用地としての活用への復元を積極的に促進する。なお、農用地としての活用への復元が困難な場合には、地域の実情に応じて市民農園や森林等農用地以外への転換による有効利用を図る。
		委員	最近の動きとして、メガソーラーに係る土地取引が増えている。「市民農園」の記述は少々違和感がある。	
	23中	委員	復興事業等による森林の伐採が一層進んでいる。最近の土砂災害の例もあり心配している。そうした観点で、林業の実態をもう少し記述してはどうか。	以下のとおり修正 5(7) □ 森林 復興事業の需要に即しつつも、自然災害による被害を最小限にする県土づくりの観点から、多面的機能の高い森林の保全に努め、環境の悪化や国土保全・二酸化炭素吸収等森林の公益的機能の低下を防止することに十分配慮して、周辺の土地利用との調整を図る。
全般		事務局	市町村及び関係各課との調整により語句の修正	移転跡地→移転元地 国土の強靱化→県土の強靱化 など